

司法の進歩を目指して

AIとともに拓く司法の未来

2026(令和8)年度法友会政策要綱

東京弁護士会法友会

司法の進歩を目指して

～AIとともに拓く司法の未来

榎原一久 法友会政策委員会委員長

1 我が国の司法制度

我が国の近代的司法制度は明治維新後に諸外国の制度を取り入れつつ作り上げられましたが、大日本帝国憲法のもと市民の自由の保障は限定的で、弁護士の活動も大きく制約されたものでした。1945（昭和20）年、先の大戦に敗戦した我が国はその仕組みを大きく変え、国民主権、平和主義、基本的人権の尊重という三つの原則を基盤とした日本国憲法を制定すると共に、司法制度も民主国家にふさわしいものに変革が加えられていきました。立法・司法・行政と、国家の作用を三つに分離し互いに抑制均衡させる三権分立の理念は、我々弁護士がその一端を担っている司法というものをより明確に意識させる方向での新たな仕組みの形成を促し、1949（昭和24）年、現行の弁護士法が制定されたことにより、弁護士自治を基本とする弁護士のあり方も確立されました。

2025（令和7）年、戦後80年を迎え、戦後に形成された司法制度の基本的な枠組みも80年近く経過しました。しかし、戦後の改革によっても、司法は、立法、行政に比し、その存在感は薄く市民との距離もあったことは否めません。そこで、司法がその役割を健全に果たすことができるよう司法改革の必要性が唱えられてきましたが、最も大きな変革は、やはり2001（平成13）年6月の司法制度改革審議会意見書策定過程における議論と意見書の公表がもたらしたものといえるでしょう。司法制度改革審議会意見書は、「国民の期待に応える司法制度」「司法制度を支える法曹の在り方」「国民的基盤の確立」を三本の柱に様々な司法制度の改革の提言がなされ、この四半世紀の間、その提言に基づく諸改革が行われてきたことは、ご承知のことかと思います。

2 司法制度改革への継続的な取り組み

司法制度改革審議会意見書に基づいてなされてきた様々な司法制度の改革は、既存の制度の改革のほか新たな制度の創設を伴い、司法の担い手である弁護士、弁護士会もその改革を推進してきました。日本司法支

援センターの設立、民事司法改革、刑事司法改革、法科大学院の創設、法曹養成・法曹人口の問題、裁判官制度改革、裁判員制度の開始などその項目を挙げれば膨大なものとなります。

法友会政策要綱は、司法制度改革審議会意見書に始まる様々な司法制度の改革についてその動向を踏まえて各執筆者が毎年改訂を重ねており、本年度も改革の進行状況や議論状況を踏まえたものとなっています。

これらの一連の司法改革は、進行に伴い新たな課題が浮き彫りになるほか、社会の変革によって新たな司法の役割が求められるなど形をかえて継続的に検討し改革を進めていくことが必要だと思います。日本司法支援センター、弁護士会の法律相談センター、公設事務所は司法と市民を繋ぐ重要な機関ですが、より充実した市民の権利利益の保護のためのあり方、制度を検討していく必要がありますし、弁護士にとってもより活動のしやすい機関、制度にすべきでしょう。また、市民の司法アクセスについても、物的、人的なアクセス困難の解消のみならず、より積極的に弁護士側からアクセスして、司法サービスへのアクセスが困難な市民にも広く法による保護が得られるようにしていく必要があります。家事事件の増大により家裁の機能の強化がますます求められており、また、身近なトラブルが増大している中で簡易裁判所も市民に身近な裁判所として積極的な役割を果たすことも求められていますが、裁判所の動きは必ずしも十分ではありません。刑事司法についても、取調べの全面可視化、弁護人の取調べ立会権の実現への活動を通じて、今も確認されている違法な取調べの撲滅、人質司法の解消を図る必要があります。

法友会政策要綱は、これまでの司法改革における法友会の軌跡を示すと共に、現在の検討課題、そして将来の司法の羅針盤となるべく編集を毎年継続しています。

3 新たな司法の役割、課題に向き合う

法友会は司法改革に継続的に取り組むことの他、新

たな人権問題や司法が果たすべき役割についても積極的に取り組んできました。ハイスピーチ、性的マイノリティーの人権、国際人権など、新しい人権問題に対しても司法が果たすべき役割は増大しています。人権と平和を守る砦である日本国憲法についても弁護士の使命に鑑み避けては通れませんし、市民の生活、権利が危機に陥る自然災害に対しても弁護士は対峙しなければなりません。災害に対しては法友会災害対策復興支援委員会があり、憲法と国際人権問題については政策委員会内に憲法・国際人権問題検討部会を設け、それが活発に活動し、法友会政策要綱では、第5部「憲法問題の現状」と第6部「災害と弁護士」を設けて、その検討状況を公表し提言等も行っています。

世界に目を転じると、ポピュリズムやナショナリズムが台頭し保守的傾向が強まっていると思われる国が増えているように感じますが、我が国においても、権力から国民の自由と権利を守る近代立憲主義の考え方を後退させ、時計を逆回しにするような憲法草案を立案する政党が国会においてそれなりの議席を獲得するに至っています。基本的人権を擁護し、社会正義を実現する弁護士の使命（弁護士法第1条）に鑑み、我々弁護士は、常に社会における様々な法的な問題、人権問題に積極的に向き合い、司法が果たすべき役割を考えていかねばなりません。

4 司法のIT化、そしてAI

IT（情報技術）の発達により、弁護士業務や司法手続も急速にIT化が進んでいます。ウェブを利用した会議のほか、司法手続もウェブによる準備手続期日、和解期日が常態化し、遅くとも2026（令和8）年5月には改正民事訴訟法が施行され、訴訟代理人による民事裁判書類の電子提出が義務付けられます。司法手続のIT化は急速に進んでいますが、IT化に伴う問題は十分検討されているとは言い難いように思います。IT化への対応が困難な市民の手続保障のほか、ウェブによる裁判手続が事案の適切な解決に結びついているかといった点の検証も必要でしょう。刑事手続のIT化も2025（令和7）年5月に刑事訴訟法の一部を改正する法案が国会で可決され、刑事手続の一部のIT化が実施されることとなりましたが、令状発付の電子化や電磁的記録提供命令など捜査機関側の利便に関わる部分のIT化に留まっており、被疑者被告人の防御権保障や個人情報保護といった市民の権利擁護の観点からは

懸念の残るものとなっています。

このような司法手続のIT化は社会の変化に伴い必然のものと言えますが、IT化による影響は今後も注視してゆかねばなりません。

そして、生成AIが急速に我々の生活の中に浸透してきており、弁護士業務にも大きな影響を及ぼすようになっています。法友会政策要綱ではこれまで生成AIについて巻頭言などで触れてきましたが、今年度の法友会政策要綱は、「弁護士会は生成AIの技術革新・リスクとどう向き合うべきか」と題して特集を組むことにしました。

生成AIの問題点の検討や生成AIを我々弁護士が活用するにあたっては、まず生成AIとはどのようなものなのか、その基本的な仕組みを理解することが不可欠です。特集では生成AIの仕組みや特性について把握した上で、対話型文書生成AIと画像生成AIの機能や活用法に触っています。そしてその上で、それらの生成AIの限界とリスク、生成AIによる権利侵害や市民生活への悪影響を検討し、弁護士、弁護士会としてどのようにしてそのような生成AIのマイナス面に対処すべきかを検討しています。しかし、生成AIは今後我々の業務や市民生活に欠かせないものとなっていくことは間違ひありません。生成AIの適正な利活用を心がけつつ、生成AIの利点を業務に積極的に生かし、業務効率化、さらには業務のクオリティ向上を目指して生成AIに対応していくべきでしょう。

このように今年度の法友会政策要綱では新たに生成AIを取り上げました。市民の権利擁護と適切な紛争解決を目指してこれからも司法は進歩をしてゆかねばなりませんが、今年度取り上げたAIとの共生の意識（プラス面もマイナス面も含め）は弁護士にとっても必要不可欠なものとなってきているように思われます。

最後になりましたが、ご多忙の中執筆いただいた各執筆者の皆様、政策要綱の策定にあたり様々なアイデアを提供いただいた石黒美幸幹事長、政策要綱の策定にあたり適切かつ強力なリードをしていただいた廣瀬健一郎政策要綱策定部会長、そして、面倒な作業も厭わず編集作業に携わっていただいた政策担当執行部の皆様並びに出版社の方々に深く感謝申し上げます。

2025（令和7）年12月